

岐阜県内宿泊事業者支援金について



新型コロナウイルス感染症の感染拡大により深刻な影響を受けながら、感染防止対策に取り組み、ウィズコロナ・アフターコロナにおける県内観光振興のために営業を継続する意思のある宿泊事業者に対し支援金を支給します。

受付期間

令和3年5月27日（木）～令和3年6月28日（月） 当日消印有効

支援対象

岐阜県内で不特定多数の利用に供する宿泊施設(※)を営む事業者
ただし、次に掲げる施設及び事業者を除く

<対象外施設>

- (1) 国、県、市町村又は第三セクター等が所有、管理又は運営する施設
- (2) 店舗型性風俗特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項）を行う施設（いわゆるラブホテル等）
- (3) 住宅宿泊事業法に規定の「民泊」及び旅館業法に規定の「下宿営業」

<対象外事業者>

- (1) 国、県、市町村又は第三セクター等
- (2) 暴力団等の反社会的勢力に属する事業者及び代表者又は役員等が暴力団員等であるなど暴力団がその経営・運営に関与している法人・個人等

(※) 旅館業法に規定の「旅館・ホテル」又は「簡易宿所」で、岐阜県知事又は岐阜市長の許可を受けた施設

支援金

事業者が運営する施設の定員数(複数施設を有する事業者は合算)に応じ、以下の3つのカテゴリにより支援金を支給

1 小規模：定員50人以下

40万円

2 中規模：定員51人～200人以下

120万円

3 大規模：定員201人以上

200万円

